

平成23年千葉県地価調査基準地設定方針

第1 宅 地

1 市街化区域及び非線引き都市計画区域の用途地域

市町村ごとの地点数は、原則として次の地域の面積に応じ、それぞれ定める。

(1) 住宅地

- ① 1 k m²当たり1地点を目途とする。
- ② 最低2地点を配分する。

(2) 商業地

- ① 0.3 k m²当たり1地点を目途とする。
- ② 0.1 k m²以上のものには、最低1地点を配分する。

(3) 準工業地

- ① 1.5 k m²当たり1地点を目途とする。
- ② 0.5 k m²以上のものには、最低1地点を配分する。

(4) 工業地

- ① 7 k m²当たり1地点を目途とするが、地域の実情に応じ最小限に止める。
- ② 4 k m²以上のものには、最低1地点を配分する。

2 市街化調整区域

(1) 市街化調整区域の地点数は、20 k m²当たり1地点を目途に配分する。

(2) 10 k m²以上の市街化調整区域のある市町村には、原則として最低1地点を配分する。

市街化調整区域の基準地は、原則として住宅地を選定する。

3 その他の区域

(1) 市又は町の区域にあつては、原則として住宅地2又は3地点、商業地1地点、工業地（準工業地の宅地を含む。）1地点の計4又は5地点を目途に配分する。

(2) 村の区域にあつては、原則として住宅地2地点、商業地1地点の計3地点を目途に配分する。

第2 林 地

市街化区域以外の地域にある林地（国公有林地を除く。）について、林地の価格水準を的確に把握しうるように、林地の地域的特性ごとに適切に配分する。

平成23年千葉県地価調査基準地設定方針の運用

1 準工業地

基準未満の地域でも、地価公示地点の設定がない次の地域は、1地点設定する。

非線引都計区域の茂原市：0→1地点、九十九里町：0→1地点

2 工業地

基準未満の地域でも、地価公示地点の設定がない次の地域は、1地点設定する。

非線引都計区域の東金市：0→1地点、香取市（旧小見川町）：0→1地点、匝瑳市（旧八日市場市）：0→1地点、山武市（旧成東町）：0→1地点、芝山町：0→1地点

3 その他の区域

「千葉県地価調査基準地設定方針」を原則とするが、地点数が少ないため、住宅地を多めに配分する。

4 その他

調査地点数の配分は、地価調査事業の趣旨に鑑み、前年度からの継続調査を原則とする。